北広島市立西部小学校

いじめ防止基本方針

－すべての児童が安心して笑顔で過ごせる学校をめざして－

令和8年4月改訂
（令和8年7月一部改定）

北広島市立西部小学校

目 次

1 いじめ防止等に関する基本理念

2 いじめの定義、いじめの理解

3 いじめ対策のための校内組織の設置

4 いじめ未然防止のための取組

5 早期発見

6 いじめへの対処

7 いじめの解消

8 学校間の連携

9 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

10 重大事態への対処

11 学校評価

12 再発防止の手立て

13 相談機関一覧

別紙1 いじめ発見・初期対応フロー図

別紙2 重大事態対応フロー図

別紙3 いじめ未然防止プログラム 年間計画(例)

改定の趣旨・主な変更点(参考)

1 いじめ防止等に関する基本理念

いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等に関する基本理念や関係者の責務を明らかにし、対策の基本となる事項を定めている。

平成 29 年3月、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、これを受けて北海道においても「北海道いじめの防止等に関する条例」に基づく「北海道いじめ防止基本方針」が改定されてきた(直近改定:令和5年3月)。さらに、令和6年8月には「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂され、重大事態調査における学校及び関係者の対応がより明確化された。北広島市においても「北広島市いじめ防止基本方針」が定められている。

本校(西部小学校)は、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、これらの国・北海道・北広島市の方針及びガイドラインの内容を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを行い、令和8年7月に改定した。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されるものではない。また、いじめを受けたことがある児童が、いじめをする側に回ることもあり、いじめはすべての児童に関係する問題である。

そこで本校は、次の基本的な考え方に立ち、いじめの未然防止・早期発見・適切な対処に組織的に取り組む学校づくりを進める。

- すべての児童が「いじめは絶対に許されないこと」という認識をもち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として取り組む。
- いじめを受けた場合に心身に深刻な影響が及ぶことについて、教職員・保護者・児童が理解を深め、すべての児童がいじめを行わず、また、いじめを知りながら放置することがないよう取り組む。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することを最優先とし、学校、家庭、地域住民、関係機関等が連携して、いじめの問題の克服を目指す。

2 いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう(いじめ防止対策推進法第2条)。

「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動・クラブ活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童と何らかの関係がある児童生徒を指す。この定義の解釈に当たっては、次の点に留意する。

- いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立ち、その気持ちを重視する(加害児童にその意図がなくても、いじめに該当し得る)。
- 本人が「大丈夫」などと否定する場合であっても、その言葉のみで判断せず、態度や周辺の状況を踏まえて判断する。
- インターネット上の誹謗中傷等、本人が気づいていない場合であっても、把握した時点で情報共有し、いじめと同様に対処する。
- 好意から行った行為が結果として相手に苦痛を感じさせた場合も、悪意の有無にかかわらず、苦痛を受けた児童の立場に立って対応する。

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめは「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」を含めた集団の問題として捉える。

具体的ないじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

犯罪行為として警察への相談・通報を検討すべき事例

いじめの中には、「犯罪行為」に相当し、警察への相談又は通報が必要となるものが含まれる。対応にあたっては、教育的配慮や被害児童の意向に十分配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ(刑法第 176 条)
顔面を殴打しケガを負わせる。	傷害(刑法第 204 条)
同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。	暴行(刑法第 208 条)
裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫(刑法第 222 条)
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。	強要(刑法第 223 条)
教科書等の所持品を盗む。	窃盗(刑法第 235 条)
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、SNS 上で送信したりする。	児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)

3 いじめ対策のための校内組織の設置

全教職員で情報を共有する等「チーム学校」として、いじめの防止等に関する措置を組織的かつ実効的に行うため、複数の教職員及び心理や福祉の専門家等により構成される「学校いじめ対策組織」(いじめ防止対策推進法第 22 条)を置く。本校では、生活部を主管とする「いじめ対策委員会」を設置する。

構成員:校長、教頭、主幹教諭、生活部担当教諭、教務部代表、該当学年主任、該当学級担任、養護教諭のほか、必要に応じて心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー(SSW)の出席を依頼する。

「いじめ対策委員会」の主な役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- 「いじめ対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集・記録・共有を行う。
- いじめ（疑いを含む）を察知した場合、情報共有、アンケート調査、聴き取り調査等により事実関係を把握し、いじめであるか否かを判断する。
- 被害児童への支援、加害児童への指導、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの防止等に係る校内研修を計画的に実施する。
- 取組が実効性の高いものとなるよう点検し、必要に応じて見直しを行う。

4　いじめ未然防止のための取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論するなど、いじめの防止に資する活動に取り組む。心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、互いを認め合える学級・学校づくりを進める。

指導方針の明確化

- いじめについての基本的な姿勢「人間として絶対に許されないこと」を、４月の道徳の時間等で全学級において指導する。

日々の観察・集団づくり

- 始業前や休み時間などの児童の様子から人間関係を観察し、いじめの未然防止に努める。
- 体育や音楽など学年合同の授業、清掃・委員会・クラブ活動など担任以外の教職員が関わる場面を通じて、全職員で児童の様子を観察し、情報を交流する。
- 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。
- 共感的な人間関係と援助希求的態度の育成を基盤にした生徒指導に取り組む。
- 教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図り、細心の注意を払う。

いじめを許さない学級・学校づくり

- 道徳や学級活動において、いじめに対する指導や生命を大切にする指導を進める。
- 児童会を中心とした「いじめ防止」の活動を推進する（いじめに関する標語作り等）。

特に配慮が必要な児童への対応

次のような特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえ、プライバシーに十分配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- 多様な背景（発達障がい、精神疾患、健康課題）を持つ児童
- 支援を要する家庭状況（経済的困難、家庭での過重な負担等）にある児童
- 海外から帰国した児童や外国籍の児童、外国につながる児童
- 性的マイノリティ（性自認や性的指向に関して困難を抱えている）の児童
- 震災等により被災した児童

生命(いのち)の安全教育

学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命の安全教育」を発達段階に応じて推進する。

教育相談の充実

- 心の教室相談員やスクールカウンセラーとの連携を強化する。
- 保健室の利用状況を職員会議で報告する機会を設け、児童の情報を全職員で共有する。

5 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

実態把握の方法

- いじめアンケートを年3回(5月・9月・1月)実施し、子ども達の人間関係を把握する。
- アンケート実施後は、必ず関係児童への個人面談を行う。面談の実施方法・時間・場所には、アンケート回答が他の児童に推測されないよう細心の注意を払う。
- 職員会議や終会等を積極的に活用し、気になる児童の様子を交流する。
- 児童アンケート(先生に伝えたいこと等の記述式)や相談ポストの設置により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- 児童の「早期の問題認識能力(心の危機に気付く力)」と「援助希求的態度(身近な信頼できる大人にSOSを出すこと)」を育成できるよう、必要な教育を行う。
- 児童からの相談に対しては、必ず教職員が児童の心情に寄り添い、迅速に対応する。SOSを発信すること・教職員へ報告することは児童にとって多大な勇気を要することを理解する。

学校でのいじめのサイン(例)

- 遅刻、早退が増える
- その児童の持ち物がかくされたりする
- 一人の発言に大多数が反対することが多くなる
- その児童が教室に入ると、雰囲気が変わる
- 普段と違い一人でいることが多い

家庭でのいじめのサイン(例)

- 学校へ行きたがらない
- いたずらされ、ものが壊される
- 保護者の学校への出入りを嫌う
- 保護者にかくしごとをする
- 服が汚れる、身体に傷がある

6 いじめへの対処

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、特定の教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。対応の流れは別紙1のとおりとする。

対応の基本

- いじめ（疑いを含む）を発見・相談を受けた場合は、速やかに管理職・生活部担当者へ報告し、「いじめ対策委員会」を開催する。
- 各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- 「いじめ対策委員会」において、事実確認（該当児童への聴き取り）と時系列での記録を行い、事実関係を把握した上で組織的に対応方針を決定する。被害児童の身の安全を最優先に考え守り通す。
- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 傍観者の立場にいる児童に対しても、はやしたてたり傍観したりすることはいじめと同様に許されないことを指導する。
- 被害・加害双方の保護者へ事実関係と今後の対応について連絡・説明し、理解と協力を得る。
- 心の教室相談員、養護教諭、スクールソーシャルワーカーと連携しながら、被害児童の心のケアを行う。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合は、あらかじめ保護者等に説明の上、学校から警察へ相談・通報を行う。関係機関との連携が必要な場合は教頭が窓口となる。
- 対応方針決定後は、児童の指導・観察を少なくとも3か月間継続し、経過を「いじめ対策委員会」に報告する。

7 いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかは、面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ対策委員会」は、いじめが解消に至るまで支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが解消している状態に至った場合でも、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童については、解消後も日常的に注意深く観察する。

8 学校間の連携

いじめを受けた児童やいじめを行った児童の進学・進級・転学の際には、児童の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備する。

9 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネット上のいじめやトラブルの未然防止のため、児童及び保護者に対して携帯電話やスマートフォンの正しい使い方を理解させる情報モラル教育などを推進するとともに、保護者に対しても危険性や指導の必要性について理解を求めていくよう努める。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進める（ケータイ・スマホ安全教室等）。
- 「きたひろしまアンビシャス4ルール」の浸透・啓発に取り組む（学級懇談等での啓発）。
- 保護者と緊密に連携・協力し、家庭と連携した共通の指導に努める。
- 不適切な書き込み等を発見した場合は、保護者の協力のもと、教育委員会等関係機関及び必要に応じたネットパトロールと連携し、速やかな解決に努める。

10 重大事態への対処

(1)重大事態の定義

重大事態とは、法第 28 条第1項の規定に基づき、次の場合をいう。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態）。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）。不登校重大事態の「相当の期間」は、年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手する。

重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。児童や保護者から重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言してはならない。

「疑い」が生じてもなお学校が速やかに対応しなければ、いじめがより一層エスカレートし、被害が深刻化するおそれがある。生命心身財産重大事態に該当する明らかな重大な被害（骨折、脳震盪等）が生じているにもかかわらず、欠席日数のみを基準に重大事態と判断しない、といった対応をしてはならない。また、高等学校や私立小中学校等での退学・転校の事案についても、精神的苦痛の程度によっては生命心身財産重大事態に該当し得ることに留意する。

(2)重大事態発生時の学校の対応

- 重大事態が発生した場合、学校は速やかに教育委員会に報告する（教育委員会から市長に報告）。
- 教育委員会と協議の上、調査主体（学校又は教育委員会）を決定する。学校が調査主体となる場合は、教育委員会から必要な指導・支援を受ける。
- 「いじめ対策委員会」を母体として調査組織を設置する。専門的知識を有し、事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 調査に当たっては、目的や進め方について事前に保護者と共通理解を図りながら進める。いじめ行為の事実関係（いつ、誰が、どのような態様であったか等）を可能な限り網羅的に確認する。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- いじめを受けた児童本人からの聴き取りが困難な場合は、保護者の意向・意見を十分に聴取し、適切な方法で調査を実施する。

- いじめを受けた児童及び保護者に対し、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で提供し、必要に応じて経過報告を行う。スクールカウンセラーや SSW 等を活用し、継続的に学校生活を支援する体制を整える。
- 学校は調査結果を教育委員会に報告する（教育委員会から市長に報告）。いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合は、その所見をまとめた文書を報告に添える。
- 教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会の指示のもと、資料提供など調査に協力する。

（3）市長による再調査及び措置

報告を受けた市長は、重大事態への対処又は同種事態の発生防止のため必要があると認めるときは、調査組織を設置し再調査を行う。調査組織の構成員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者について、職能団体や大学・学会からの推薦等により参加を図り、公平性・中立性の確保に努める。市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。市長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する（個人のプライバシーに配慮する）。

（4）平時からの備え

- 全ての教職員は、法、国・道・市の基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）、生徒指導提要等を理解し、重大事態とは何か、どう対処すべきかについて共通認識をもつ。
- 「いじめ対策委員会」における会議記録及び児童への支援・指導記録を作成・保存する体制を整える。
- いじめが犯罪行為に相当し得る場合の警察への相談・通報について、あらかじめ保護者等に周知する。

11　学校評価

本方針に基づく取組（校内組織「いじめ対策委員会」の設置、未然防止のための取組、早期発見のための各種アンケート等の取組、いじめへの対処等）の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付け、その結果を踏まえて取組内容を継続的に見直す。

12　再発防止の手立て

（1）いじめられた児童への対応

- いじめを継続させないよう、全教職員で見守る体制を確立する。
- 担任だけでなく、養護教諭、スクールカウンセラー等の様々な職員と連携して、児童の心のケアを進める。
- 席替えなど、児童の立場に立った指導の工夫を行う。

（2）いじめた児童への対応

- いじめは絶対に許されないことであることを改めて指導する。
- 自己の行為を考えさせ、相手の痛みを理解させるよう指導する。

（3）学級・学年全体への指導

- はやしたてたり傍観したりすることは、いじめと同様に許されないことを理解させる。
- いじめを大人に報告することは正しい行為であることを理解させる。
- ロールプレイング等を通じて、被害者の気持ちを体験的に理解させる。

13 相談機関一覧

いじめの背景には、家庭の要因が考えられる場合もあり、市の子ども家庭課や福祉課、民生委員児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

相談機関	連絡先・受付時間
北広島市教育委員会　子どもサポートセンター	(011)372-3311(内線 4823・4825)
教育相談電話(教育支援センター「みらい塾」)	(011)372-7733　10:00～15:00(土日祝・年末年始を除く)
子ども電話相談	(011)376-7875　10:00～15:00(土日祝・年末年始を除く)
中央児童相談所	(011)631-0301
北海道立教育研究所(子ども専用フリーダイヤル)	(0120)3882-86／(0120)3882-56(24 時間)
石狩教育局教育相談電話	(011)221-5297　9:30～16:00(土日祝・年末年始を除く)
北海道警察本部(少年相談 110 番)	(0120)667-110　8:45～17:30
北海道立特別支援教育センター	(011)612-5030　9:00～17:00(土日祝・年末年始を除く)

別紙1　いじめ発見・初期対応フロー図

①いじめの発見・情報　－児童の訴えや兆候、他の児童・保護者・地域からの情報、教職員による目撃、いじめアンケートによる発見

②連絡　－管理職(校長・教頭・主幹教諭を含む)及び生活部担当者へまず一報　→　「いじめ対策委員会」の開催

③調査　－事実確認(該当児童への聴き取り)と状況把握を行い、時系列で記録する(日時・内容等をなるべく詳しく)

④判断　－A:いじめの疑いあり　→　⑤へ　／　B:いじめの事実なし　→　今後も様子を見守り、②の連絡の時点に戻って対応を継続

⑤対応方針の協議　－今後の対応を協議し、概要を全職員に報告する

⑥解決への指導・支援　－該当児童(加害者・被害者)への支援・指導、保護者への連絡・サポート

⑦継続指導・経過観察　－児童の指導・観察を少なくとも3か月間継続し、経過を経て初めて「解消」と判断する

※事実確認に時間を要し、「いじめ対策委員会」への報告が遅れないようにする。／教職員が自分の指導力だけで解決できると過信しない。／不十分な事実確認のまま先入観で判断しない。／指導力不足を懸念して一人で抱え込まない。

別紙2　重大事態対応フロー図

①いじめの疑いに関する情報　－「いじめ対策委員会」で情報の収集・記録・共有を行い、事実確認の結果を教育委員会に報告

②重大事態の発生　－生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い／相当の期間（年間 30 日目安）の欠席の疑い／児童・保護者からの申立て

③教育委員会に重大事態の発生を報告（教育委員会から市長に報告）

④教育委員会が調査主体を判断

⑤－学校が調査主体の場合：「いじめ対策委員会」を母体に、第三者を加えるなどして調査組織を設置

－教育委員会が調査主体の場合：教育委員会の指示のもと、資料提供等、調査に協力

⑥事実関係を明確にするための調査を実施（客観的事実を速やかに、網羅的に確認）

⑦いじめを受けた児童及び保護者へ調査結果を適時・適切に情報提供

⑧調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から市長に報告。保護者の所見書があれば添付）

⑨調査結果を踏まえた必要な措置を実施

別紙3　いじめ未然防止プログラム　年間計画

取組の結果や児童の状況に応じて、計画は適宜見直し、必要な取組を行う。

月	主な取組
4月	学級開き・学年集会、いじめ防止に関する道徳指導（全学級）、「いじめ対策委員会」体制確認、学校いじめ防止基本方針の説明（懇談・PTA 総会等）
5月	いじめアンケート①、個人面談、児童会「いじめ防止」活動（標語作り等）
6月	情報モラル教室（きたひろしまアンビシャス4ルール）、教育相談週間
7月	1学期の振り返り、「いじめ対策委員会」による1学期評価
9月	いじめアンケート②、個人面談、生命の安全教育（発達段階に応じた実施）
11 月	心とからだの健康調査、家庭・地域からの情報収集の強化週間
12 月	2学期の振り返り、冬季休業前の指導（SNS・ネット利用を含む）
1月	いじめアンケート③、個人面談
2月	年間の取組の評価・学校評価委員会への報告
3月	年間の総括、次年度への引継ぎ、進級・卒業に伴う学校間・学年間の引継ぎ